

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年6月5日（金）午後5時45分～

場所 本庁3階大会議室

1 発生状況について

資料1

2 市民・事業者の方への支援の取り組み状況について

資料2

資料3

参考1

3 経済対策チームの設置について

資料4

4 岐阜市総合対策の変更について

資料5

5 その他

【配布資料】

資料1 発生状況について

資料2 新型コロナウイルス感染症に関する市民の方への支援（給付）状況

資料3 新型コロナウイルス感染症に関する事業者の方への支援（給付・補助・貸付）状況

資料4 新型コロナウイルス感染症 経済対策チーム（案）について

資料5 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策 第2版（案）

参考1 新型コロナウイルス感染症に関する支援策一覧

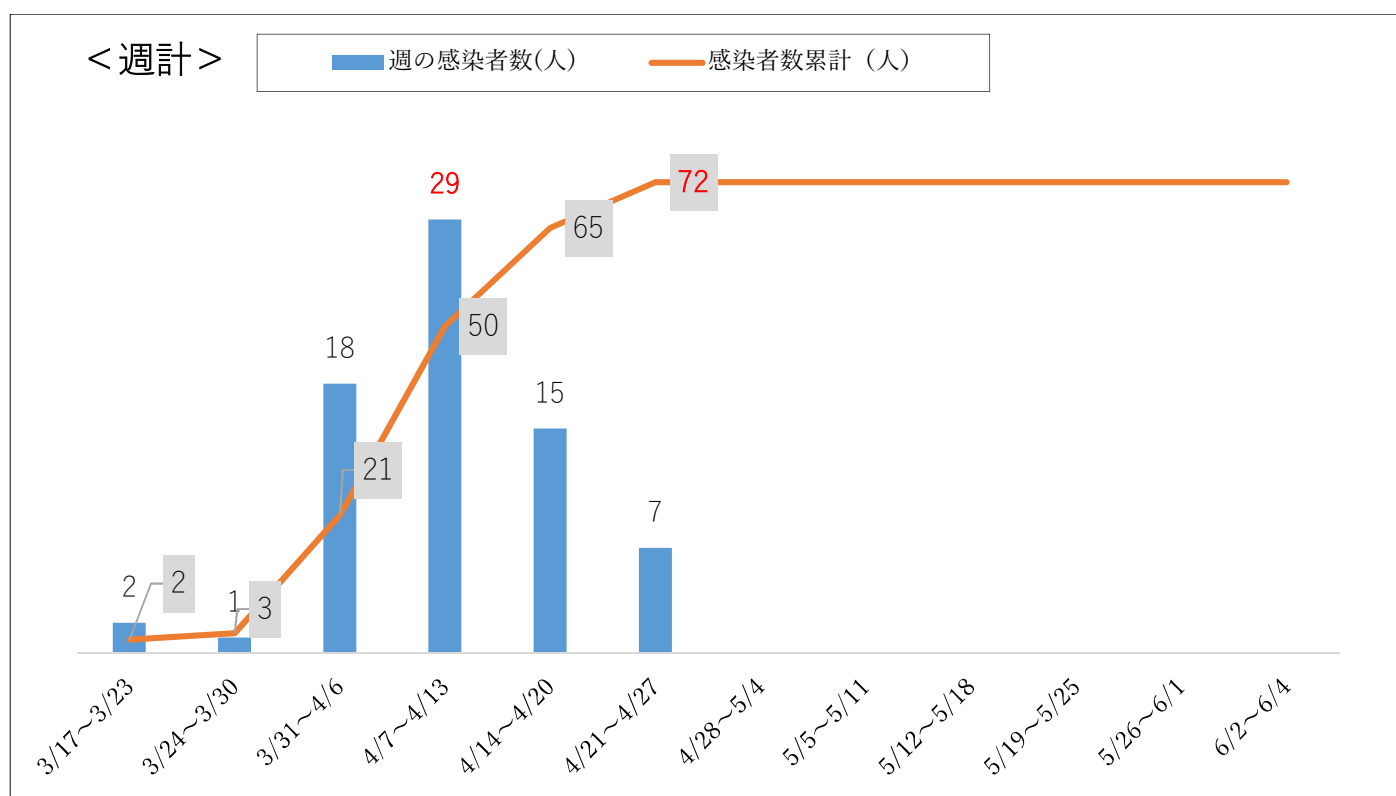
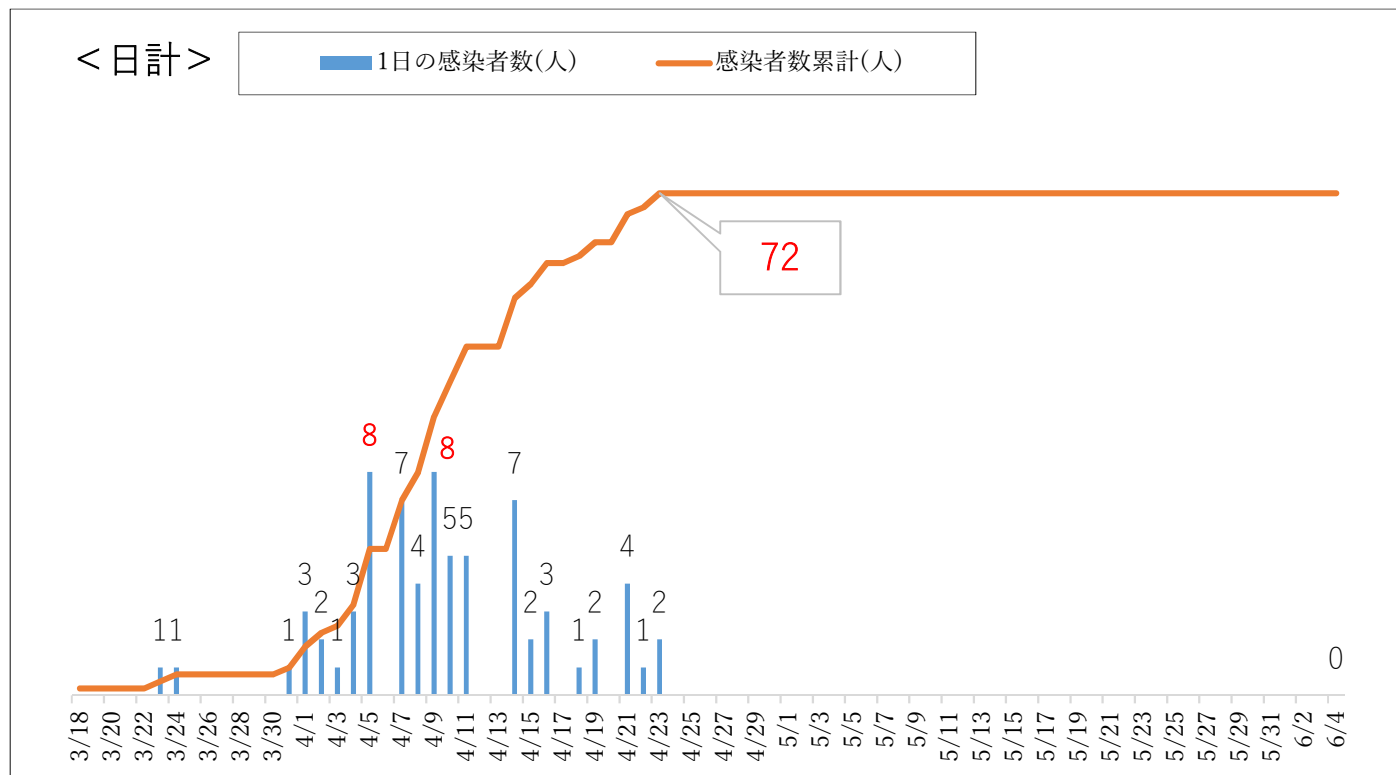
参考2 席表

発生状況について

1 市内の発生状況（6/4 17 時時点）

総数	72 人
退院	69 人
死亡	2 人

2 市内の感染者数の推移（4 月 24 日以降 42 日間ゼロ）



新型コロナウイルス感染症に関する市民の方への支援（給付）状況（基準日：6月2日）

資料2

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
1	特別定額給付金	一律に国民一人あたり10万円を給付。世帯主の方が郵送またはオンラインにより申請する。	基準日(R2.4.27)に本市の住民基本台帳に記録されている方	182,395世帯 408,125人	23,623世帯 5万6,704人(13.9%) (6月5日現在)	オンライン申請受付：5月11日～8月15日。郵送申請の先行受付：5月15日～21日。郵送申請の一斉発送受付：5月26日～8月15日	福祉部
2	住居確保給付金	離職者や廃業者、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで住居を失うおそれがある方に対して、最大9か月間家賃相当額を支給する。	離職者は廃業者、新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで住居を失うおそれがある方	220人（5月補正計上）	126人 (6月5日現在)	4月中旬より相談・申請が増加(相談)4月/397件、5月/975件、6月/187件 (申請)4月/15件、5月/106件、6月/5件	福祉部
3	ひとり親家庭等応援金	応援金（一時金）として、対象世帯一世帯につき1万円を支給する。	児童扶養手当を受給する世帯	2,720世帯	2,720世帯(100%)	5月27日支給済	子ども未来部
4	子育て世帯臨時特別給付金	子育て世帯を支援するため、児童手当受給対象児童一人につき1万円を支給（所得制限あり）	児童手当受給対象児童	47,016人	—	事業準備中（公務員以外について6/15支払予定）	子ども未来部
5	子どもの学び応援	保育所等の閉園、学校の臨時休業により登園、登校ができなかった子どもたちへ5千円分の図書カードを配布	市内の公立・私立保育園、認定こども園等、幼稚園、小・中・特別支援学校に通う子ども	約4.1万人	0人	準備が整い次第配布予定 【対象人数の内訳】 ○保育園、こども園 約0.4万 公立保育所1,156人分 6/5配布（子ども未来部） ○幼稚園、小中学校及び特別支援学校 約3.7万（教育委員会事務局）	子ども未来部、教育委員会
6	岐阜市国民健康保険傷病手当金	療養のため労務に従事できなかった場合に傷病手当金を支給。（予算上の給付額 1人あたり 約65,000円）	給与等の支払いを受けている国保加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方	約20人	0人		市民生活部
7	岐阜薬科大学緊急学修支援金	オンライン講義の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜薬科大学に在籍する学部生及び大学院生（休学者は除く）	753人	0人	5月22日学生掲示板に掲載し学生へ周知。 申請期間：5月22日～6月19日 5月末までに申請のあった207人分については、6月5日に振り込みを予定。その後も順次振り込みを予定。	岐阜薬科大学
8	岐阜市立女子短期大学緊急学修支援金	オンライン授業の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜市立女子短期大学に在籍する学生（休学者は除く）	476人	0人	5月22日から申請受け付け。5月末までに申請のあった52名分については、6月5日に振り込みを予定。その後も順次振り込みを予定。	岐阜市立女子短期大学

新型コロナウイルス感染症に関する事業者の方への支援（給付・補助・貸付）状況（基準日：6月2日）

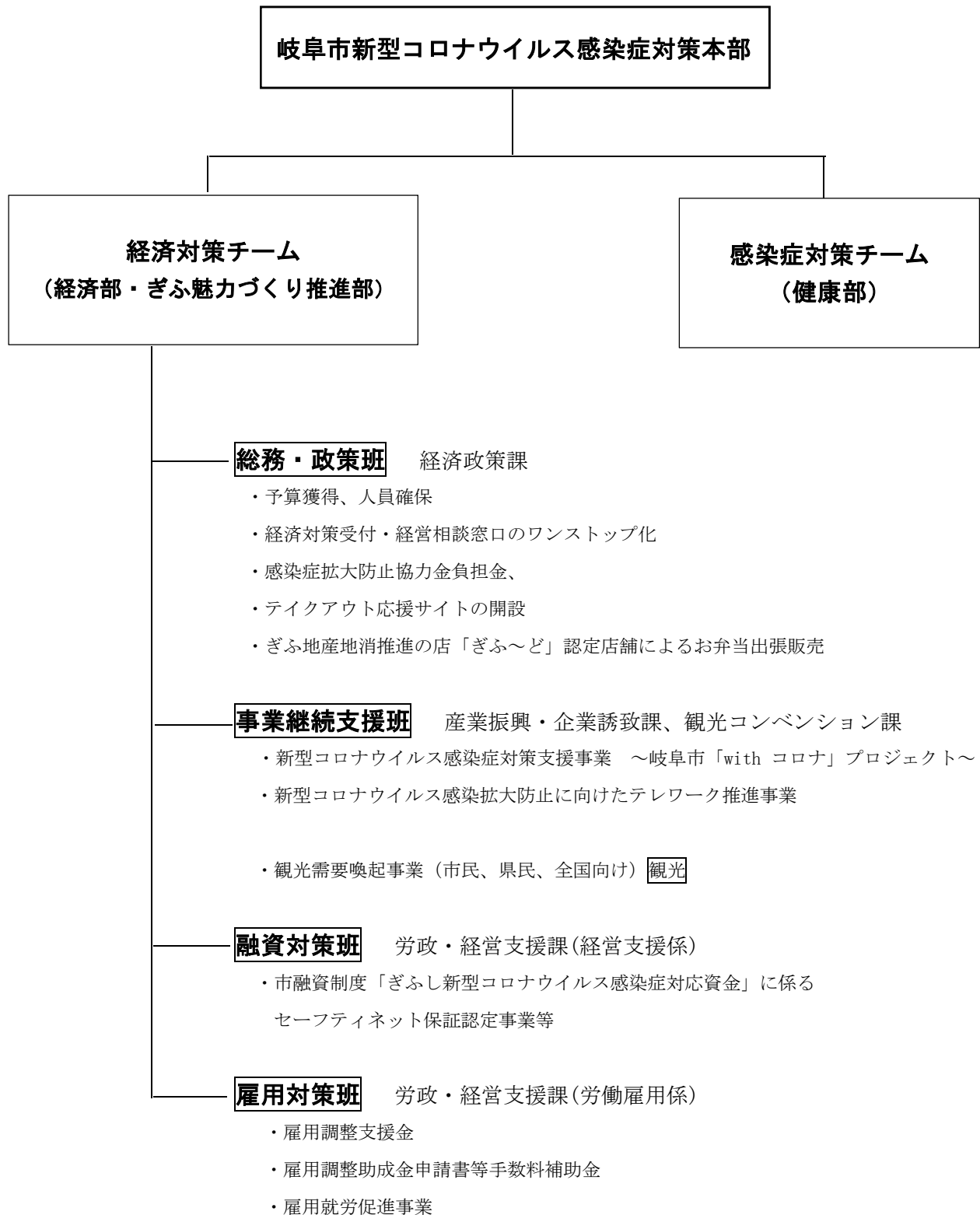
資料3

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
1	岐阜市新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した小売業・サービス業を営む事業所に一律5万円を支援	市内で小売・サービス業（飲食・生活関連・娯楽等）を営む事業所	約9,000事業所	166事業所(約2%)	申請書受取り 2,680件 6月5日までの支払合計数 577事業所	経済部
2	岐阜市雇用調整支援金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）	雇用調整助成金等の上乗せ助成として、休業手当の一部を助成	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った中小企業者	約2,300人	—	6/下旬までに申請受付開始	経済部
3	岐阜市雇用調整助成金申請等手数料補助金	雇用調整助成金等の申請の手續きに係る書類の作成その他の業務を社会保険労務士等に委託した場合の手数料の一部を助成	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った中小企業者	約690人	0人	5/28から申請受付開始	経済部
4	岐阜市雇用就労促進奨励金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、就労の場を失った方の就労を支援	ハローワークの職業紹介を経て再就労した市民と雇用した事業者	労働者 1,000人 事業者 1,000人	労働者 0人 事業者 0人	6/1から申請受付開始	経済部
5	経営環境変動対策資金 ＜セーフティネット支援枠＞	売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合 信用保証料負担：市が全額負担	中小・小規模事業者	約15,000社	約250社(1.67%)	5月末時点	経済部
6	ぎふし危機関連資金	売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転10年以内、設備10年以内 融資利率：年1.1% 信用保証料負担：市が全額負担	中小・小規模事業者	約15,000社	112社(0.75%)	5月末時点	経済部
7	ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金	市区町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる市の制度融資を創設。 ＜融資条件＞融資限度額：3千万円（無担保） 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合	中小・小規模事業者	約15,000社	627社(4.18%)	5月末時点	経済部

No	事業名	概要	対象	対象数	支援済数(割合)	備考	担当部
8	障害福祉サービス事業所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助。	指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業所、相談支援事業所	330か所	0か所	全事業所に周知済	福祉部
9	高齢者福祉施設等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	高齢者福祉施設等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助（1か所あたり上限額10万円）	介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	1,026か所	0か所	全事業所に周知済	福祉部
10	保育所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金	保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助（1か所あたり上限額50万円）	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育所、病児・病後児保育施設、母子生活支援施設	113か所	－	事業準備中	子ども未来部
11	保育所等が実施する感染症予防対策に係る整備等に関する補助金	保育所等が感染予防対策のために実施する以下の整備等に必要な経費の3/4を補助（施設の定員により上限額あり） ・園内手洗い場蛇口の自動水栓化 ・お昼寝用ベッド	保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業	56か所	－	事業準備中	子ども未来部

新型コロナウイルス感染症 経済対策チーム（案）

*経済対策を担う組織



新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策（第 2 版）（案）

令和 2 年 6 月 5 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1. はじめに

2. 市民の皆様へのお願い

- (1) 新しい生活様式の徹底

3. 事業者の皆様へのお願い

- (1) 事業再開にあたっての感染防止対策
- (2) 働き方の新しいスタイルの実践

4. 岐阜市の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の取り扱い
- (3) ぎふ・長良川鵜飼観覧船の運航について
- (4) 学校等の方針
- (5) 保育所、放課後児童クラブ等の方針

5. オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 市民等への呼びかけ
- (2) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (3) 市民窓口での感染防止対策
- (4) 職員の感染防止対策
- (5) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (6) 市民病院の診療体制
- (7) 岐阜県感染警戒 QR システムの活用
- (8) マスク寄附の受付

6. 医療提供体制

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 病床の確保
- (4) 宿泊療養施設の設置
- (5) 患者の搬送
- (6) 医療従事者への物資の供給

7. 緊急対策事業

- (1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6 改定)における対策
 - ① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化
 - ② 市民生活及び事業者への緊急支援
- (2) “with コロナ”総合対策
 - ① 社会経済活動と感染拡大防止対策
 - ② 医療提供体制の充実・強化
 - ③ 回復に向けての支援
- (3) 今後の対策

参考1 岐阜市における主な対応状況

参考2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和2年6月2日変更)
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

Ⅰ はじめに

5月14日に、政府は、岐阜県を緊急事態宣言の対象区域から解除することを決定し、25日には、全国の緊急事態が解除されました。一方で、世界の感染者数は620万人に迫り、死亡者数が37万人を超えるなど感染拡大は続いています。

油断は禁物です。新型コロナウイルスとの戦いは、ワクチンが開発されるまでの長いものとなりますが、新型コロナウイルスが潜んでいる日常の中、これまでと同じ生活を送ることはできません。

社会的距離(SOCIAL DISTANCING)を保つ、3密の回避、手洗い・手指消毒など、経済活動や日常生活のあらゆる場面で市民一人一人が「新しい生活様式」を確実に実践し、感染防止に努め、流行を抑え込む「コロナとともにある(with corona)新しい日常(new normal)」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていくという意識への転換が必要です。

このような考えのもと、新型コロナウイルスのある生活のための総合対策を策定しました。

市民の皆様、事業者の皆様が一体となって「オール岐阜市」で感染リスクをできる限りコントロールし、新たな日常を作っていきましょう。

感染の再拡大は2度目の緊急事態に繋がりがねません。今一度、生活スタイルを見直していただきますよう市民の皆様のご協力をお願いいたします。

2 市民の皆様へのお願い

(1) 新しい生活様式の徹底

あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』（次ページ）を参考に、これまでの生活から、「コロナ社会」での生活への見直しをお願いします。

<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を
 - ・人との距離の確保
 - ・職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。
(できるだけ2m。最低1m)
 - ・在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・できる限り予約を取って外出しましょう。
 - ・マスクの着用
 - ・仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。
 - ・手洗いの励行
 - ・帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
 - ・自らの体調管理の徹底
 - ・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
- 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

3 事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底することは、お客さんを守り、従業員の方々を守り、なにより、皆さんの事業を守る、極めて大切なことです。

(1) 事業活動再開にあたっての感染防止対策

県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考 2](#)(P30～)の共通事項及び個別事項などを参考に、感染防止対策を実行いただきますようお願いいたします。

なお、飲食店や小売業などの店舗に対しましては、営業再開に向けた感染拡大防止対策費用の一部支援など早急に講じてまいります。

(2) 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』(P4)を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方への見直しをお願いいたします。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を空けてください。また、頻繁に換気を行いましょう。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取りましょう。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努めましょう。
- 従業員のマスク着用を徹底するとともに、手指消毒を徹底しましょう。また、毎日、従業員の健康チェックに努めましょう。
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れましょう。また、オンライン会議を活用しましょう。
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底しましょう。

4 岐阜市の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントについては、今後においても、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に実施していくため、少なくとも9月末まで中止することを方針とし、市が関与する実行委員会等主催者に対して、同様の要請をする。

なお、各種講座について、上記期間中においては、実施の必要性を判断したうえで、県の指針^{参考 2}(P30～)の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底し開催する。

民間団体等イベント主催者に対しても、開催にあたっては、県の指針^{参考 2}の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請する。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、県の指針^{参考 2}の共通事項及び個別事項に基づいた感染防止対策を徹底する。

(3) ぎふ長良川鵜飼観覧船の運航について

- ・ 運航開始 令和2年6月13日(土) ※予約受付開始は、6月8日(月)
- ・ 規模及び時間短縮
最大乗船定員を最大で50%とし、出船時間を、18時45分以降とする。
- ・ 飛沫感染等防止
船内での食事、飲酒を禁止(水分補給の飲料は可)。
船員及び乗船者の検温、手指消毒、マスク着用を徹底し、船の共用部分(手すり、救命用具等)の消毒を実施する。
- ・ 乗船者情報の管理
感染発生の際の追跡調査のため、乗船者に乗船者カードの提出を依頼し、乗船者全員の連絡先等の情報把握を徹底する。

(4) 学校等の方針

新型コロナウイルス感染症対応<学校再開ガイドライン>などの各種方針等を踏まえ、学校等を再開

市立小学校、中学校

- ・ 授業等の再開 令和2年6月2日(火)
- ・ 小学校、中学校の新学年の教科書に準拠した授業動画を市内教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。5月末ま

岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着を図れるようにする。

学校再開後は、2週間を分散登校とし、教室の座席をチェッカーフラッグ式（格子状）にする。

手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施する。

中学校 3 年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を約 4,000 台導入する。

学校再開時の分散登校期間中、牛乳等を提供する。

6月15日（月）より、給食を実施する。

健康チェックカード（検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認する。

- ・ 6月15日(月)より、給食を実施する。
- ・ 健康チェックカード(検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認する。

岐阜商業高等学校

- ・ 授業等の再開 令和2年6月2日(火)から分散登校
令和2年6月15日(月)から通常授業(昼食再開)
- ・ 生徒の家庭学習支援として、教師による確実な見届けと指導を行うために、教科書に基づく課題の指示と、4月21日から学習アプリ「Moodle」(ムードル)を利用した学習支援サイトを立ち上げ、生徒の学習支援状況を把握しながら、生徒の理解を助ける動画を配信するなど支援体制の充実を図っている。
- ・ 学校再開後は、2週間を分散登校とし、教室の座席をチェッカーフラッグ式(格子状)にする。
- ・ 手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施する。

女子短期大学

- ・ 6月1日から一部講義で対面授業を開始し、5月18日から実施の遠隔授業(オンライン講義)と併用
- ・ オンライン講義や参考書などの学修環境を整えるため、在学生(休学者を除く)を対象に岐阜市立女子短期大学緊急学修支援金として1万円を給付(受付期間:5月22日~6月19日)
- ・ 手洗い・マスク着用の徹底や、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置するほか、6月15日から、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を開始する予定

薬科大学

- ・ 5月7日から、遠隔授業(オンライン講義)を実施中
- ・ オンライン講義や参考書などの学修環境を整えるため、在学する学部生及び大学院生(休学者を除く)を対象に岐阜薬科大学緊急学修支援金として1万円を給付(受付期間:5月22日~6月19日)
- ・ 7月1日から1か月間は分散登校とし、手洗い、マスクの着用を徹底し、学生の間隔を前後左右とも十分に離して対面授業を実施予定(オンライン

講義は継続)

- ・ 全学生を対象に分散登校開始前 2 週間の体調及び行動歴を報告させ、事前に安全性の確認を実施する。

市立看護専門学校

- ・ 6 月 1 日(月)から、学校内での授業等を再開した。1,2年生は講義を講堂において実施、または1学年を2グループに分け、サテライト教室を使用して実施している。3年生については、引き続き遠隔(オンライン)で実習に関する演習支援を行っている。
- ・ 6 月中旬以降、通常の教育体制とする予定。臨地実習については、6月23日(火)から開始する予定

(5) 保育所、放課後児童クラブ等の方針

- ・ 通常保育の再開 令和2年6月1日(月)
- ・ 放課後児童クラブは、学校の分散登校に合わせて6月12日(金)までの2週間終日対応をしている。
- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所での様々なリスク低減に向けた取り組みとして、登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保する。

5 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 市民等への呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「新しい生活様式」を広く市民へ周知するため、市が有する広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広報を展開
【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信（YouTube）、新聞広告、ポスター掲示、防災行政無線、防災情報メール】
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策特集パンフレット」を作成し、市内全戸に配布
- ・ 市有施設において注意看板やポスター等を掲示し、感染防止対策の啓発を実施

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の徹底・周知を喚起するため、多言語での文書の掲示に取り組む。
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続（言語変更有）
 - ◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 14:00～18:00
 - ◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
 - ◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00
- ・ 市 HP 等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載することを継続

(2) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正（5月4日）や「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（5月4日）」等を踏まえ改正した「感染・まん延防止チェックリスト（県作成）」により、更なる感染防止を徹底
- ・ 高齢者・障がい者が利用する社会福祉施設等における感染防止対策を推進するため、手指消毒用エタノールが不足する施設等に対し、国と連携して確保
- ・ 感染防止に必要な衛生用品等の購入費用について支援を継続

(3) 市民窓口での感染防止対策

- ・ 土日・祝日も開設する市民課窓口や斎苑をはじめとする市民窓口において、引き続きマスクの着用や手指消毒の呼びかけを徹底するとともに、密にならない待合スペースの維持や、飛沫感染防止対策を継続
- ・ また、住民票の発行などを行う各事務所において、待合スペースの密を避けるため、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入する。

(4) 職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコンによる勤務
(6/9より20台から100台に拡充)
- ・ 業務用パソコンを使用したオフラインによる勤務

② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

③ サテライトオフィス勤務

- ・ ネットワーク環境を整備した3箇所のコミュニティセンター(西部、北東部、長森)及び柳津公民館にサテライトオフィス(計65席)を6月30日まで設置

④ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

⑤ その他

- ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
- ・ 本庁舎地下食堂のレイアウトの見直し及び食事の提供時間の拡大を継続
(11時15分～13時30分)
- ・ 会議室を休憩場所として開放(明徳庁舎2階)
(12時～13時)

Web会議の活用

- ・ 出先機関の職員、在宅やサテライトオフィス勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に図れるよう、Web会議用の環境を整備、拡充

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
 ※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底

(5) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の
 市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実

(6) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来については、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院については、面会制限を行いつつ実施
- ・ 手術、各種検査については、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)については、一部検査の制限を行うものの、
 7月1日(水)から再開

(7) 岐阜県感染警戒 QR システムの活用

5月30日、岐阜県が整備する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用し、感染者が市有施設等を訪れていた場合、感染者と同じ日に当該施設等を訪れていた方に対し、メールを送信するサービスを開始した。

(8) マスク寄附の受付

- ・ 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを必要としている方々にお届けできるよう市民活動交流センターにてマスク寄附の受付を行う。
- ・ 受付箱をみんなの森ぎふメディアコスモス及び市役所本庁舎1階に設置
(6月1日(月)～)

6 医療提供体制

(1) 保健所の体制

- ・ 感染症対策チームを継続するとともに、今後の感染状況に応じ柔軟に組織体制を見直し対応していく。

(2) 検査体制の拡充

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 衛生試験所において検査体制を拡充し1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体／日のPCR検査が可能な状態を維持
- ・ 衛生試験所においては、今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ これまでの行政検査に加えて、PCR法やLAMP法等を用いた検査を医療機関内で実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 検査体制の増強のため、岐阜市医師会と連携し、岐阜市民を対象とする「地域外来・検査センター」を6月中旬設置に向け準備中
検査は週2日から3日実施し、1日当たり20件の検査が可能

(3) 病床の確保

- ・ 感染の再流行に伴い入院患者が増加した場合に対応するため、新型コロナウイルス感染患者のための病床を空けた状態にしている医療機関に対し、病床確保に係る経費を補助

(4) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県は、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」を1棟借り上げ、265室を確保。本市は、患者搬送の際のスタッフとして職員が対応

(5) 患者の搬送

- ・ 市在住の軽症患者の宿泊療養施設への搬送の際のスタッフとして職員が対応
- ・ 患者搬送には、県保健所等が保有する移送車及び市消防本部の救急車を利用

(6) 医療従事者への物資の供給

- ・ 最前線で治療にあたる医療従事者が使うマスク等医療物資が不足しているため、市内の医療従事者が求めるマスク等医療物資を購入して届ける活動として「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」の受付中(5月1日(金)～)

※5月31日現在の寄附金総額:約410万円(113件)

本市に対してご寄附いただいたマスク(用途が決められてないものに限る)について、医療機関に配布

※5月31日現在の寄附枚数:約139,000枚

医療機関への配布:延べ22の医療機関に約18,000枚を配布

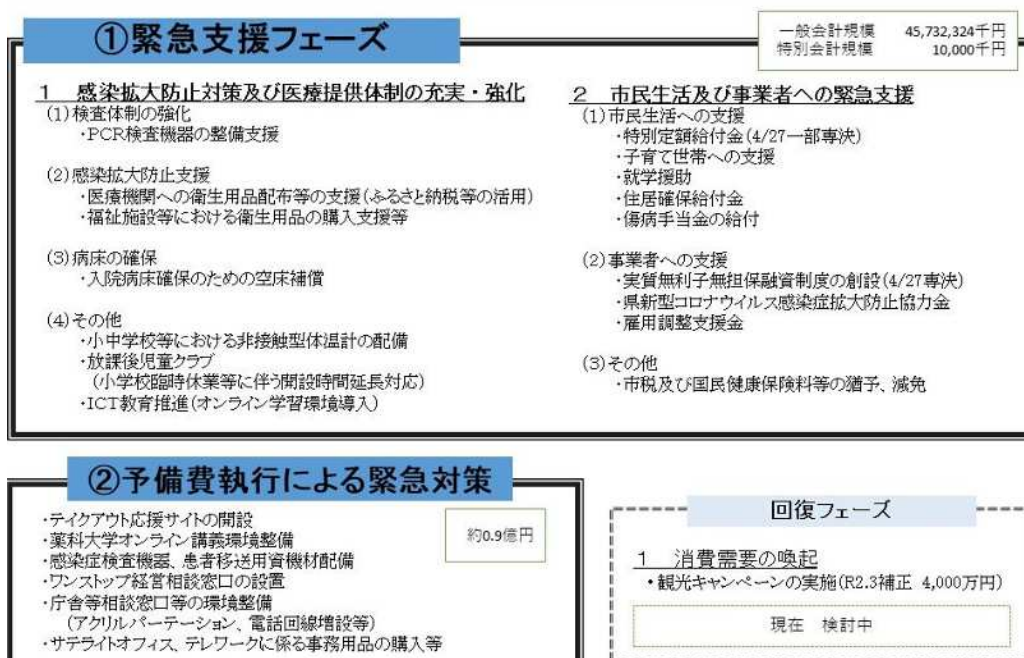
岐阜市医師会へ30,000枚、岐阜市歯科医師会へ20,000枚、

岐阜市薬剤師会へ20,000枚を配布

7 緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6 改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策(R2.4.27発表)



① 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

● 検査体制の強化

○PCR検査機器の整備支援(国 10/10)

医療機関等における検査に必要な機器等の整備を支援

※予算 保健所費 規模 1,760 千円(一財 0)

● 感染拡大防止支援

○医療機関への衛生用品配布等の支援(岐阜市単独)

医療従事者等の支援を図るため、ふるさと納税に新たに応援メニュー「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」を創設し、寄附を活用してマスク等の衛生用品を購入し、配布

○福祉施設等における衛生用品等の購入支援等(保育園等国 10/10)

※障害福祉サービス事業所等(国 2/3、岐阜市 1/3)

※高齢者福祉施設等(岐阜市単独)

保育園、障害福祉サービス事業所等の福祉施設に対し、感染防止に必要な衛生用品等の購入を支援

併せて、岐阜市単独事業として高齢者福祉施設等に対しては、1事業所

10 万円を上限に、衛生用品等の購入を支援

※予算 子ども保育費 規模 53,566 千円(一財 0)

子ども支援費 規模 3,954 千円(一財 0)

障害者総合支援費 規模 22,500 千円(繰入金 7,500)

老人福祉費 規模 102,600 千円(繰入金 102,600)

私立保育園 106 か所、病児・病後児保育施設 7 か所、母子生活支援施設 2 か所、

障害サービス事業所等 330 か所、高齢者福祉施設等 1,026 か所

● 病床の確保

○病床確保の支援(国 1/4、岐阜市 1/4、県 1/2)

新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を確保するため、病床を空けた状態とする医療機関を支援(@32,000/日) ※国補助制度に県単補助を上乗せ

※予算 保健所費 規模 252,387 千円(繰入金 64,298)

● その他

○小中学校等における非接触型体温計の配備(幼:国 10/10、その他:岐阜市 1/2)

登校時に短時間で体温測定が行えるよう市立の幼稚園、小・中・高・特別支援学校に非接触型体温計を配備 ※配備数計 72 台

※予算 保健体育費 規模 1,439 千円(一財 700)

○放課後児童クラブ(国 1/3、県 1/3、岐阜市 1/3)

仕事を休むことが困難な家庭の児童を対象に、小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの開設を延長

※予算 青少年育成費 規模 30,766 千円(一財 10,256)

※放課後児童クラブ 46 か所(6 月 1 日現在 119 教室開設)

○ICT教育推進(岐阜市単独)

中学校3年生を対象に家庭でのオンライン学習環境を確保するため、タブレット端末を導入

※タブレット端末機器レンタル計 約 4,000 台

※予算 中学校教育振興費 規模 75,919 千円(一財 75,919)

② 市民生活及び事業者への緊急支援

● 市民生活への支援

○特別定額給付金(国 10/10) ※4/27 一部専決 111,168 千円

国民一人当たり一律 10 万円の特別定額給付金を支給 ※約 40.9 万人を想定

※予算 援護費 規模 40,987,914 千円(一財 0)

5月11日(月)からオンライン申請の受付を開始するとともに、5月15日(金)から5月21日(木)までは、特にお困りの方を対象とした郵送申請の先行受付も実施し、5月19日(火)から振込を開始した。

また、5月26日(火)にあらかじめ住所や世帯全員の氏名、生年月日を刷り込んだ申請書を一齐発送し、一齐発送した申請書による郵送申請分も5月29日(金)から振込を開始した。

6月1日(月)から市庁舎1階市民ホールに臨時相談窓口を開設し、記入方法の説明などを行っている。

申請書審査は基本的に委託業者36人に行っているが、6月3日(水)から福祉部内約15人、福祉部以外80人、合わせて約95人の職員による審査も追加している。

6月5日時点の支給状況は、23,623 世帯に対し56億 7,040 万円(56,704 人分)を支給済みである。

一齐発送申請書は、6月4日までに、125,148 通到着しているが、当日までにそのうち約 8 万通の書類審査を完了している。

○子育て世帯への支援

・臨時特別給付金(国 10/10)

児童手当の受給者に対し、児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給

※予算 子ども支援費 規模 485,666 千円(一財 0)

※対象児童数 約 4.7 万人を想定

・岐阜市ひとり親家庭等応援金(岐阜市単独)

児童扶養手当を受給する世帯に対し、岐阜市独自の応援金(1 万円)を支給

※予算 子ども支援費 規模 27,589 千円(一財 249、繰入金 27,340)

※対象世帯数 約 2,720 世帯に 5/27 支給済

○就学援助(岐阜市単独)

学用品費や給食費等の援助を行う準要保護について、家計が急変した世帯も対象なるよう直近4か月の収入状況による認定基準を追加(当初予算対応)

○住居確保給付金（国 3/4、岐阜市 1/4）

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方を支給対象者に追加

※対象者 20 人／月を想定（対象者拡充 令和 2 年 4 月 20 日～）

※予算 援護費 規模 21,396 千円（繰入金 5,349）

※4月1日から5月31日までの累積相談件数：1,372 件／支給決定 121件

相談件数の増加に対応するため、また感染拡大防止の観点から、5月7日に生活・就労サポートセンターを旧まちづくり推進政策課及びまちづくり事業課の場所へ移して面積を拡張、また、5月20日までに福祉部内から4人、福祉部以外から4人、合わせて8人を増員し即日の受付対応を行っている。

景気の悪化に伴って今後もさらに相談件数や申請件数の増加が見込まれることから、受付場所の拡充（南庁舎304会議室を確保済み）や受付体制の強化など臨機応変に対応し、生活保護への移行を早期の段階で防止する。

○傷病手当金（特別調整交付金 10/10）

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、感染または感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給（適用：令和 2 年 1 月～）

※予算 国保特会 規模 10,000 千円

● 事業者への支援

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金の創設 ※4/27 専決 2,345,700 千円

売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を 5 月 1 日から創設。当初 3 年間の利子を全額補給。（※融資限度額 3,000 万円）併せて、融資に要する原資も増額

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（県 1/2、岐阜市 1/2）

県の休業要請に応じて 4 月 18 日～5 月 6 日までの間、全面的に協力した事業者に対し、協力金を 50 万円支給

※予算 商工業振興費 規模 1,000,000 千円（一財 1,000,000）

○雇用調整支援金（県 1/2、岐阜市 1/2）

国の雇用調整助成金を活用した事業所を対象に、事業主負担分を補助

※予算 労働諸費 規模 208,000 千円（一財 104,000）

○テイクアウト応援サイト開設（予備費執行）

頑張っている飲食店を支援するため、岐阜商工会議所、柳津町商工会と連携し、テイクアウトを実施している情報サイト『ウチ店』を開設

○ワンストップ経営相談窓口の設置（予備費執行）

事業者の多岐にわたる相談に迅速に対応するため、岐阜商工会議所と連携し、会議所建物内において、会議所の経営相談や国の制度の受付、市の融資認定受付などのワンストップ窓口を 5 月 1 日から開設

● その他

○市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

収入が大幅に減少し、市税の納付が困難な方について、1 年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞金を免除。また、収入が減少した国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の被保険者に対して保険料を減免

※補正予算なし

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、フルタイムで働く会計年度任用職員。加えて、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を実施

①フルタイム会計年度任用職員（第2期追加募集）

募集人数：若干人

採用予定日：令和 2 年 7 月 1 日以降

任用期間：採用の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

②パートタイム会計年度任用職員

募集人数：20～30人程度

採用予定日：随時任用

任用期間：1ヶ月単位で任用し、最大年度の末日まで更新可能

(2) “with コロナ”総合対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策	
“緊急対策”(R2.427策表)	“with コロナ”総合対策
1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化 (1) 検査体制の強化 - PCR検査機器の整備支援 (2) 感染拡大防止支援 - 医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用) - 福祉施設等における衛生用品の購入支援等 (3) 閉鎖の推進 - 入院併用確保のための定額減価 (4) その他 - 小中学校等における検温・体温計の配備 - 放課後児童クラブの時間延長 - ICTで教育推進(オンライン学習環境導入) - 短大・大学、女子短期大学・オンライン授業環境整備 - 庁舎等感染防止等の環境整備 - テレワーク等の実施 - 産業関係者のための広域の拡大 2 市民生活及び事業者への緊急支援 (1) 市民生活への支援 - 特別定額給付金 - 子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭等支援金) - 就労奨励 - 住居確保給付金 - 通学手当金 (2) 事業者への支援 - 美濃県例手帳用保険料制度 - 事業用コロナウイルス感染拡大防止協力金 - 雇用調整支援金 - テイクアウト支援サイトの開設 - ワンストップ接客相談窓口の設置 (3) その他 - 市税及び国民健康保険料等の減額・減免	1 社会経済活動と感染拡大防止対策 (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援 - 感染拡大防止対策推進支援金(専決) - 私立保育園等への感染拡大防止対策助成(専決) - 介護サービス事業者等への事業継続支援 - 低価格の感染予防支援(手洗剤) (2) 市民・事業者への新しい生活様式の実現 - リフレットの作成・配布(専決) - テレビ、ラジオを活用した周知 - テレワーク等への支援 (3) 市立施設の感染拡大防止対策 - 図書館、図書館、観光文化施設における感染対策 - 図書館におけるテント等の設置(手洗剤) - 特別支援学校スクールバス等の拡大 (4) その他 - 除菌消毒業務の環境整備等 2 医療提供体制の充実・強化 (1) 検査体制の強化等 - 地域外来・検査センターの設置(専決) - PCR検査手数料自己負担分の支援 - 医療従事者への医療物資の提供 3 回復に向けての支援 (1) 子育ての支援 - 子どもの学び、市立大学等の学修支援事業(専決) (2) 子育て支援 - 雇用調整助成金申請手数料の支援(専決) - 雇用調整の促進(専決) - 市立児童館施設整備 - 障害児通所支援事業等への支援 - 認定こども園等の保育料減免における支援 - 学校給食への支援 - 指定管理業務(利用料金施設)の申請に伴う支援 (2) 回復支援 - 観光施設のWi-Fi環境整備 - 観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内観光)

① 社会経済活動と感染拡大防止対策

● 市民・事業者への感染拡大防止対策支援

○事業者への感染拡大防止支援 ※5/17 専決

・周知啓発(岐阜市単独)

「with コロナ ステッカー」や行動指針の配布などにより感染拡大防止を啓発するとともに、一部業種の事業者、マニュアルの作成を促す

※予算 商工業振興費 規模 5,224 千円(一財 5,224)

・感染拡大防止支援金(岐阜市単独)

店舗等における感染拡大防止対策を促進するため、5 万円の支援金を給付する。

※予算 商工業振興費 規模 450,756 千円(一財 450,756)

○私立保育園等への感染拡大防止対策助成(岐阜市単独) ※5/17 専決

施設の再開に向け、手洗い場蛇口の自動水栓化やお昼寝用ベッドの導入の整備を支援

※予算 子ども保育費 規模 48,329 千円(繰入金 48,329)

○介護サービス事業所等への事業継続支援（国 2/3、岐阜市 1/3）

利用者や職員に感染者が発生した介護サービス事業所等や、休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、消毒等の衛生対策や事業継続に必要な人員確保などの経費を支援

※予算 老人福祉費 規模 13,777 千円（繰入金 4,593）

○妊産婦の感染予防支援（予備費執行）

妊産婦の感染リスク低減のため、母子健康手帳交付時や産後訪問時などに、啓発パンフレットとともに衛生用品（マスク、アルコールハンドジェル）を配布

● 市民・事業者への「新しい生活様式」の定着

○感染症対策特集パンフレットの作成・配布（岐阜市単独） ※5/17 専決

日常生活の中で心がけが必要な「新しい生活様式」を広報するため、保存版パンフレットを作成し、市内全戸・全事業所に配布

※予算 広報費 規模 3,500 千円（一財 3,500）

○テレビ・ラジオを活用した広報（岐阜市単独）

「新しい生活様式」について、メディアを活用し継続的に市民に広報するため、啓発番組を制作・放映（放送）

※予算 広報費 規模 4,739 千円（一財 4,739）

○テレワーク推進（岐阜市単独）

「新しい生活様式」の働き方実践例であるテレワークを推進するため、テレワークプランを提供する市内のホテルや旅館等を利用した場合に料金の一部を助成

※予算 商工業振興費 規模 4,800 千円（一財 4,800）

● 市有施設等の感染拡大防止対策

○公立保育所の衛生備品整備（岐阜市単独） ※5/17 専決

公立保育所の手洗い場蛇口の自動水栓化やお昼寝用ベッド、殺菌用ロッカーの導入など、衛生環境を整備

※予算 子ども保育費 規模 71,275 千円（繰入金 71,275）

○図書館の図書消毒機器整備(岐阜市単独) ※5/17 専決

中央図書館・分館及び5図書室に図書消毒機器を設置

※予算 図書館費 規模 3,814 千円(一財 3,814)

○観光文化施設等サーマルカメラ導入

※観光施設(国1/3、岐阜市2/3)

※文化施設(国1/2、岐阜市1/2)

※スポーツ施設(岐阜市単独)

市内外から利用者が訪れる観光・文化施設等において、来館者の発熱等を効果的に検知し、感染拡大リスクの低減を図るため、赤外線サーマルカメラを導入

※予算 観光振興費	規模 900 千円(一財 450)
コンベンション推進費	規模 458 千円(一財 458)
文化・芸術振興費	規模 458 千円(一財 229)
歴史博物館費	規模 1,129 千円(一財 565)
スポーツ振興費	規模 1,145 千円(一財 1,145)
科学館費	規模 900 千円(一財 450)
観光特会	規模 1,129 千円(一財 565)

○避難所備品整備(予備費執行)

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ作成した避難所運営マニュアルの運用に必要な、簡易型テントなどの資機材を整備

○特別支援学校スクールバス拡大(岐阜市単独 ※3カ月分のみ国1/2)

特別支援学校スクールバス車内における「3密」を避けるため、定員の半数で乗車できるようバスを増便

※予算 特別支援学校管理費 規模 20,500 千円(一財 17,083)

● その他

○分散登校時における牛乳等の提供(予備費執行)

学校再開から分散登校期間において、児童生徒の栄養補給の観点から、牛乳等を提供

○夏季期間の給食調理に係る環境整備(岐阜市単独)

夏休みを短縮することに伴う、授業実施日の給食調理のため、調理業務を追加するとともに、労働環境を整備

※予算 保健体育費 規模 9,092 千円(一財 9,092)

② 医療提供体制の充実・強化

●検査体制の強化等

○地域外来・検査センター運営(国+県 1/2、岐阜市 1/2) ※5/27 専決

岐阜市民を対象にドライブスルー方式で行う「地域外来・検査センター」の運営を岐阜市医師会に委託

※予算 保健所費 規模 20,672 千円(繰入金 10,337)

○医療従事者への医療物資の提供等(岐阜市単独)

岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金を活用し、医療従事者に対するマスク等医療物資を提供

※予算 保健所費 規模20,564千円(寄附金20,564)

○PCR検査物品の整備(国 1/2、岐阜市 1/2)

市が行うPCR検査に必要な物品等を整備

※予算 保健所費 規模12,084千円(一財6,043)

○PCR検査費用の負担(国 1/2、岐阜市 1/2)

医療機関において保険適用によりPCR検査を受診した方の自己負担相当分を負担

※予算 保健所費 規模10,107千円(一財5,054)

③ 回復に向けての支援

●学びの応援

○子どもの学び応援(岐阜市単独) ※5/17 専決

保育所等の閉園、学校の臨時休業により登園、登校ができなかった子どもたちへ、5 千円分の図書カードを配布し、学びの応援を実施

※予算 子ども保育費 規模 19,420 千円(一財 19,420)

※対象者数 約4千人を想定

教育事務局費 規模 187,149 千円(一財 187,149)

※対象者数 約3.7万人を想定

○市立大学生への学修支援(岐阜市単独) ※5/17 専決

オンライン講義や参考書の購入など、学生の学修環境を整えるため、女子短期大学及び薬科大学の在学生に対し、1 万円の給付金を支給

※予算 女子短期大学管理費 規模 4,910 千円(一財 4,910)

薬科大学管理費 規模 7,610 千円（一財 7,610）

●事業者等への緊急支援

○雇用調整助成金等申請にかかる支援（岐阜市単独） ※5/17 専決

事業者が労働局へ提出する雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請書類作成を社会保険労務士等へ委任した場合、支払った手数料を助成

※予算 労働諸費 規模 69,058 千円（一財 69,058）

○雇用就労の促進（岐阜市単独） ※5/27 専決

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った市民が、ハローワークを通じて市内事業所に就労した場合、労働者、事業主双方に奨励金を交付

※予算 労働諸費 規模 200,000 千円（一財 200,000）

○市融資制度保証料補填金（岐阜市単独）

市内中小企業者の資金需要が増加していることから、保証料補填金を増額

※予算 金融対策費 規模 240,000 千円（一財 240,000）

○障害児通所支援事業所等への支援（県 3/4、岐阜市 1/4）

※一部県 10/10

特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において生ずる追加的サービスや、事業所に対する休業要請期間のサービス利用相当額を助成

※予算 障害者福祉費 規模 6,882 千円（繰入金 740）

○認定こども園等の保育料減免に対する支援（国 1/2、県 1/2）

非常事態宣言に伴う臨時休園期間の保育料を、減免する必要がある認定こども園等に対し、減免相当額を補てん

※予算 子ども保育費 規模 35,408 千円（一財 0）

○学校給食会への補助（国 3/4、岐阜市 1/4）

3月からの学校臨時休業期間中に提供を予定し、学校給食会が調達を行った未利用食材等にかかる費用について補助

※予算 保健体育費 規模 25,679 千円(一財 6,997)

○施設休館に伴う指定管理者への支援(岐阜市単独)

利用料金制指定管理施設における、施設の休館に伴う利用料金の減収等に対して、指定管理料を補填

※予算 コンベンション推進費 規模 20,669 千円(一財 20,669)

●回復支援

○観光施設 Wi-Fi 環境整備(国 1/3※整備費のみ、岐阜市 2/3)

観光客等の利便性向上を図るため、歴史博物館本館及び分館に、Wi-Fi 環境を整備し、観光客の利便性向上を図る。

※予算 歴史博物館費 規模 279 千円(一財 226)

○観光キャンペーンの実施(岐阜市単独)

・市民地元再発見宿泊キャンペーン事業

市民を対象に、鶺鴒や大河ドラマ館を含めた割引宿泊プランを造成し、地元の魅力再発見を通じ、シビックプライドの醸成につなげる。

※予算 観光振興費 規模 35,000 千円(一財 35,000)

・県民モニター情報発信ツアー事業

県内在住者等を対象にモニターツアーを実施し、参加者のSNS等による情報発信や、アンケートの課題分析による観光資源の魅力向上を図る。

※予算 観光振興費 規模 12,287 千円(一財 12,287)

(3) 今後の対策

新型コロナウイルス感染症との戦いは、長期戦となることから、新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組む。

- ・感染拡大防止対策の強化とともに、蔓延期に向けた備えを講じる。
- ・感染拡大防止を土台に置く“with コロナ”の考え方の下、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。
- ・これまでの休業要請等により影響を受けている事業者等への更なる経済対策の充実を図る。
- ・再度の感染拡大による学校の臨時休業も想定し、学校、家庭などあらゆる資源を活用したオンライン授業など学習環境の確立を図る。

参考 | 岐阜市における主な対応状況

1月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者(ニューヨークからの帰国者)
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催(推進体制[感染症対策チーム])
7 日	国が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県) 飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策)

	岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発出 ※別添 1 職場のクラスター 1 例目の感染者が発生
11 日	市内感染者が 50 例目を超える
13 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (特定警戒都道府県)
17 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添 2
20 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始 (HOTEL KOYO)
24 日	第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催 (岐阜市 [非常事態] 総合対策の 見直し)
27 日	第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催 (新型コロナウイルス感染症緊急 対策) 市長メッセージ発出 (市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出 (大型連休に向けて)
5 月 1 日	第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催
4 日	国が 5 月 31 日までの緊急事態宣言の延長を決定
5 日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター終息を発表
6 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 ※別添 3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県 に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催 (新型コロナウイルスのある生 活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 ※別添 4
25 日	政府が緊急事態解除宣言 (全国)
26 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 (特措法に基づく対策本部から、 任意設置の対策本部に変更)
6 月 5 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催 (経済対策チームの設置 (案)、新 型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策第 2 版 (案))

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症
非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料理店において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床は逼迫しており、状況は極めて深刻です。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「新型コロナウイルス感染症 非常事態」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様の力を結集し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

○外出を自粛してください

- ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。

○人との距離を保ってください

- ・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（接客を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料理店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を徹底的に回避してください。
- ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
- ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください

- ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
- ・保育所（園）、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するため、特段のご配慮をお願いします。
- ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。対象期間は、5月6日（水）までです。

特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますよう強くお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした**緊急事態宣言**の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、**岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられています。**

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒県・緊急事態宣言区域**から解除しましたが、引き続き**感染防止に取り組むよう求めている**、本市においても**油断できない状況**が続いています。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、**感染防止を徹底**していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い

○「新しい生活様式」の徹底

- ・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
- ・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い

○感染防止対策の徹底

- ・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
- ・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和 2 年 5 月 1 5 日 策定

(令和 2 年 6 月 2 日 変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1	県民の皆さん	3
2	事業所・店舗	
(1)	すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2)	共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
①	飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
②	小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③	観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④	遊技施設等（カラオケボックス、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤	接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥	スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等	13
3	県の催事施設	
(1)	屋内の催事施設	15
(2)	屋外の催事施設	16
(3)	歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- ・ あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- ・ **人との距離の確保**
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
- ・ **マスクの着用**
 - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。
- ・ **手洗いの励行**
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- ・ **自らの体調管理の徹底**
 - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針を参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある 対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m） ・ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2 m。最低1 m） ・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 ・ 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） ○ 対面場面の遮断措置 ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） ・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 ・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が長い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・ 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・ タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ ショッピングカートの手すり
- ・ 買い物かご
- ・ セルフレジのタッチパネル
- ・ レジテーブル
- ・ 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・ 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 買い物は少人数でしましょう
- ・ 空いている時間に買い物をしましょう
- ・ 短時間で買い物をしましょう
- ・ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- ・ 買いためや買い急ぎは控えましょう
- ・ 買い物の回数を減らしましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- ・ 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- ・ 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・ マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ・ ロビーのテーブル、カウンター
- ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- ・ 貸し出し器具
- ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケボックス、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ カラオケ機のリモコン、マイク
・ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
・ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
・ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 歌唱中もマスクを着用しましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ パチンコ台のハンドル等 ・ スロット台のボタン、レバー等 ・ 玉、玉貸機スイッチ ・ メダル、メダル貸出機スイッチ ・ ゲーム機操作レバー、ボタン等
--

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 遊技中もマスクを着用しましょう ・ 空いている時間帯に利用しましょう ・ 長時間の滞在は控えましょう ・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ・ 大声での会話は控えましょう ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ アイスペール、マドラー
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ できるだけマスクを着用しましょう
- ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

＜理美容業＞

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

＜合唱サークル、カラオケ教室等＞

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2 m以上確保。
 - ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
 - ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

3 県の催事施設

(市町村、民間の催事施設についても、以下を参考としていただきたい。)

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントについては、概ね 3 週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に規模要件（人数・収容率等）を緩和（1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。

時期	5 月 25 日～ 6 月 18 日	6 月 19 日～ 7 月 9 日	7 月 10 日～ 7 月 31 日	感染状況を見つつ 8 月 1 日を目途
屋内	100 人以内 又は収容率 50%以内	1,000 人以内 又は収容率 50%以内	5,000 人以内 又は収容率 50%以内	収容率 50% 以内
屋外	200 人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば 2m)	1,000 人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば 2m)	5,000 人以内 又は 十分な間隔確保 (できれば 2m)	十分な間隔確保 (できれば 2m)

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・グループ討論、ワークショップ方式の講座等
・レクリエーション、対面式の運動等

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・自動販売機のスイッチ
・屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- ・ 以下のようなイベントの開催は避ける。

(例) ・ レクリエーション、対面式の運動等

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 概ね 3 週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、下表のとおり段階的に対応。

5 月 25 日～ 6 月 18 日	6 月 19 日～ 7 月 9 日	7 月 10 日～ 7 月 31 日	感染状況を見つつ 8 月 1 日を目途
・密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、管楽器にも注意		・密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドライン※による対応 ※業界が策定するガイドライン（国通知より）	

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を 2 m 以上確保。
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの 3 密回避。

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

個人向け

総合案内窓口

- 1 新型コロナウイルスに関して、どこへ相談してよいかわからない方への案内

新型コロナウイルス感染症について相談したい

- 2 新型コロナウイルス感染症についての相談
- 3 新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談
- 4 クラスター（集団感染）に関係した方の相談
- 5 外国人生活相談窓口
Foreign Resident Consultation Counter
外国人生活咨询窗口
Pangkabuhayang Konsultasyon ng Mga Dayuhan
Trung tâm hỗ trợ người nước ngoài

生活資金に困っている

- 6 特別定額給付金
- 7 生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】
- 8 住居確保給付金【国】
- 9 県営住宅による支援【県】
- 10 失業や収入減などについての相談
- 11 フルタイム会計年度任用職員としての採用
- 12 パートタイム会期年度任用職員としての採用（求職活動をしながら働きたい方向け）

子どもがいる方のために

- 13 子育て世代への臨時特別給付金【国】
- 14 （仮称）ひとり親家庭等応援金
- 15 ひとり親家庭等に対する生活資金の貸付に関する相談
- 16 小学校休業等対応支援金【国】
- 17 県立高等学校の授業料減免【県】
- 18 公立・私立高等学校の奨学金返還猶予【県】
- 19 国立大学等の授業料減免【国】
- 20 授業料の納付相談（岐阜市立女子短期大学）
- 21 授業料の納付相談（岐阜薬科大学）
- 22 「学びの継続」のための学生支援緊急給付金【国】（岐阜薬科大学）
- 23 「学びの継続」のための学生支援緊急給付金【国】（岐阜市立女子短期大学）
- 24 岐阜薬科大学緊急学修支援金
- 25 岐阜市立女子短期大学緊急学修支援金
- 26 家庭学習についての相談
- 27 就学援助についての相談

生活支援

子どもがいる方のために

- 28 学校給食休止への対応についての相談
- 29 放課後児童クラブの入会、開設等についての相談
- 30 放課後等デイサービスの利用についての相談
- 31 図書カード（5,000円）の配布

新型コロナに感染したら

- 32 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】
- 33 国民健康保険傷病手当金の支給

納税等の特例

- 34 納税猶予の特例【国】
- 35 納税猶予の特例【県】
- 36 自動車税（環境性能割）の軽減措置の延長【県】
- 37 自動車税（種別割）の減免申請期限の延長
- 38 軽自動車税（種別割）の減免申請期限の延長
- 39 軽自動車税（環境性能割）の軽減措置の延長
- 40 占用料等納入猶予【県】
- 41 使用料納入猶予【県】
- 42 市税の徴収猶予の特例
- 43 市税の納付に関する相談
- 44 国民健康保険料等の減免【国】
- 45 国民健康保険に関する相談（収納関係）
- 46 国民健康保険に関する相談（給付関係）
- 47 国民健康保険に関する相談（保険料関係）
- 48 国民年金の納付に関する相談
- 49 介護保険料の減免
- 50 介護保険料の納付に関する相談
- 51 後期高齢者医療保険料の減免
- 52 後期高齢者医療保険料に関する相談
- 53 市営住宅使用料の納付に関する相談
- 54 水道・下水料金の納付に関する相談
- 55 下水道事業受益者負担金に関する相談
- 56 衛生手数料の納付に関する相談
- 57 自転車駐車場の利用に関する相談

悪質商法に関して相談したい

- 58 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に関する相談

新型コロナウイルス感染症に関する支援策一覧

事業者向け

総合案内窓口

59 新型コロナウイルスに関して、どこへ相談してよいかわからない方への案内 ※再掲

感染拡大を防ぐために

60 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策支援事業
61 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【県】
62 従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援【県】
63 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）【国・県】
64 障害福祉サービス事業所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金
65 高齢者福祉施設等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金
66 保育所等が実施する衛生用品等の購入に関する補助金
67 保育所等が実施する感染症予防対策に係る整備等に関する補助金

従業員を休業させたい

68 雇用調整助成金【国】
69 岐阜市雇用調整支援金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）
70 岐阜市雇用調整助成金申請等手数料補助金
71 雇用関係の助成金についての相談

子どもがいる従業員のために

72 小学校休業等対応助成金【国】
73 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）【国】

新たに従業員を雇いたい

74 離職者雇用企業給付金【県】
75 外国人材受入れ支援事業費補助金【県】
76 農業労働力確保緊急支援事業【国】
77 労働力不足の解消に向けたスマート農業実証【国】

資金繰りのため融資等を受けたい

78 新型コロナウイルス感染症対応資金【県】
79 セーフティネット保証【信用保証協会】
80 危機関連保証【信用保証協会】
81 経済対策受付・経営相談窓口のワンストップ化
82 市の融資制度についての相談
83 経営環境変動対策資金＜セーフティネット支援枠＞

資金繰りのため融資等を受けたい

84 ぎふし危機関連資金
85 ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金
86 新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】
87 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【日本政策金融公庫】
88 危機対応融資【商工組合中央金庫】
89 新型コロナウイルス感染症対策資金【県】
90 危機関連対応資金【県】
91 第三者事業承継支援補助金【県】
92 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）【日本政策金融公庫】
93 衛生環境激変特別貸付（特別貸付）【日本政策金融公庫】
94 農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】
95 林業・木材災害復旧対策保証【（独）農林漁業信用基金】
96 社会福祉施設等に対する融資【（独）福祉医療機構】
97 危機対応融資【日本政策投資銀行・商工組合中央金庫】

経営を建て直したい

98 持続化給付金【国】
99 新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金【県】
100 肉用子牛流通円滑化緊急対策【国】
101 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業【国】
102 新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経済対策支援事業【国】
103 生産性革命推進事業の拡充【国】
104 JAPANブランド育成支援等事業【国】
105 高収益作物次期作付支援交付金【国】

納税等の特例

106 固定資産税等の軽減
107 納税猶予の特例【国】
108 テナント賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入【国】
109 納税猶予の特例【県】※再掲
110 自動車税の軽減措置の延長【県】※再掲
111 占用料等納入猶予【県】※再掲
112 使用料納入猶予【県】※再掲
113 県営工業用水道料金の徴収猶予【県】
114 市税の徴収猶予の特例 ※再掲

事業
継続

新型コロナウイルス感染症に関する支援策一覧

支援策					対象	概要	問い合わせ先	(受付時間)	(電話番号)
個人向け	感染拡大防止	総合案内窓口	1	新型コロナウイルスに関して、どこへ相談してよいかわからない方への案内	相談	新型コロナウイルスに関して、どこへ相談してよいかわからない方の相談について担当部署をご案内	岐阜市役所 新型コロナ市民総合案内窓口（岐阜市役所市民相談室）	8:45～17:30（平日）	058-214-6028
		新型コロナウイルス感染症について相談したい	2	新型コロナウイルス感染症についての相談	相談	一般の方	岐阜市役所 ①岐阜市保健所地域保健課 ②岐阜市中市民健康センター ③岐阜市南市民健康センター ④岐阜市北市民健康センター	①9:00～21:00（平日・休日問わず） ②③④9:00～17:00（平日）	058-252-0393 058-252-0632 058-271-8010 058-232-7681
			3	新型コロナウイルスの感染が疑われる方の相談	相談	新型コロナウイルスの感染が疑われる方	岐阜市役所 岐阜市帰国者・接触者相談センター（岐阜市保健所地域保健課）	9:00～21:00（平日・休日問わず）	058-252-0393
			4	クラスター（集団感染）に関係した方の相談	相談	クラスター（集団感染）に関係した方	岐阜市役所 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部	9:00～21:00（平日・休日問わず）	058-252-0366
			5	外国人生活相談窓口 Foreign Resident Consultation Counter 外国人生活咨询窗口 Pangkabuhayang Konsultasyon ng Mga Dayuhan Trung tâm hỗ trợ người nước ngoài	相談	市内在住の外国人の方	岐阜市役所 岐阜市役所国際課（（公財）岐阜市国際交流協会） Gifu City International Exchange Association （公財）岐阜市国際交流協会	English：Everyday, 10:00am-12:00pm, 1:00pm-4:00pm 中文:星期二、四、六 上午10点～中午12点、下午1点～下午4点 Tagalog：Linggo-Huwebes 10:00am - 12:00pm, 1:00pm - 4:00pm / Biyernes 2:00pm - 6:00pm Tiếng việt：Chủ nhật 10:00～12:00、13:00～16:00	・TEL: 263-1741 ・Skype ID: gifucity-ia1(English) gifucity-ia2(中文) gifucity-ia3(Tagalog) gifucity-ia5(Tiếng việt)
	生活支援	生活資金に困っている	6	特別定額給付金	給付	基準日(R2.4.27)に住民基本台帳に記載されている方 ・一律に国民一人あたり10万円を給付。郵送またはオンラインにより申請。 （補助率：国10/10）	岐阜市役所 岐阜市役所福祉政策課 特別定額給付金事務局	8:45～17:30（平日）	058-267-1515
			7	生活福祉資金貸付制度【社会福祉協議会】	貸付	感染症の影響により収入が減少した世帯 ・据置期間や償還期限を延長した無利子・保証人不要の緊急小口資金等の特例貸付を実施。	岐阜市役所 岐阜市社会福祉協議会	8:45～17:30（平日）	058-255-5511
			8	住居確保給付金【国】	給付	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少している方など ・従来の離職、廃業後2年以内の者に加え、新型コロナ等の影響で、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居喪失又は住居喪失のおそれが生じている方に対しても対象範囲を拡大。 ・家賃相当額(例：県内町村における1人世帯の場合：上限29,000/月)を原則3か月間支給（一定の求職活動を行う等の支給要件あり）。	岐阜市役所 岐阜市生活・就労サポートセンター	8:45～17:00（平日）	058-265-3777

支援策				対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)			
個人向け	生活資金に困っている	9	県営住宅による支援【県】	その他	・県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、保証人が見つからない場合、保証人を免除。 ・解雇等の理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供。	岐阜県住宅供給公社			
		10	失業や収入減などについての相談	相談	一般の方	休業や失業、労働時間減少に伴う収入減などについての生活に関する相談	岐阜市役所	岐阜市生活・就労サポートセンター	8:45~17:00（土日祝を除く） 058-265-3777
		11	フルタイム会計年度任用職員としての採用	その他	令和14年4月1日以前に生まれた方で、令和2年2月1日以降に新型コロナウイルスの影響で離職又は内定を取り消された方	・経済的支援の一環として、新型コロナウイルスの影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、フルタイム会計年度任用職員（事務職の採用）試験を実施 申込期間：令和2年5月29日（金）必着 採用予定：令和2年7月1日（予定） 雇用期間：採用の日から令和3年3月31日まで ※詳細については試験要綱参照	岐阜市役所	岐阜市役所人事課 人事係	8:45~17:30（平日） 058-214-4925
		12	パートタイム会計年度任用職員としての採用（求職活動をしながら働きたい方向け）	その他	令和2年2月1日以降に新型コロナウイルスの影響で離職又は内定を取り消された方	新型コロナウイルスの影響で離職・内定を取り消された方への雇用支援として、職員の採用を実施。「午前中の3時間のみ勤務」「週3日のみ勤務」など、求職活動がしやすい環境を提供。 申込期間：募集人数に達するまで 募集人数：20人~30人程度 雇用期間：1か月ごとに更新、求職活動の進捗により最長令和3年3月31日まで延長 ※詳細については試験案内参照	岐阜市役所	岐阜市役所人事課 人事係	8:45~17:30（平日） 058-214-4925
	子どもがいる方のために	13	子育て世代への臨時特別給付金【国】	給付	児童手当を受給する世帯(0歳~中学生がいる世帯)	・臨時特別の給付金(一時金)として、対象児童一人につき1万円を上乗せ支給する。	岐阜市役所	岐阜市役所子ども支援課 給付係	8:45~17:30（平日） 058-214-2146
		14	(仮称) ひとり親家庭等応援金	給付	児童扶養手当を受給する世帯	応援金(一時金)として、対象世帯一世帯につき1万円を支給する。	岐阜市役所	岐阜市役所子ども支援課 給付係	8:45~17:30（平日） 058-214-2146
		15	ひとり親家庭等に対する生活資金の貸付に関する相談	相談	ひとり親家庭の保護者	新型コロナウイルス感染症発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少した際の生活資金の貸付相談	岐阜市役所	岐阜市役所子ども支援課 支援係	8:45~17:30（平日） 058-214-2396
		16	小学校休業等対応支援金【国】	給付	契約した仕事ができなくなっている保護者	・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている保護者に対する助成。 <支給額>4,100円/日(定額) R2.2.27~6.30のうち就業できなかった日数	厚生労働省		
		17	県立高等学校の授業料減免【県】	その他	家計が困窮している家庭の学生	・勤めていた会社が倒産するなど、自己都合によらない失業により、家計が著しく困窮していると認められる場合、授業料を減免	岐阜県教育委員会		
		18	公立・私立高等学校の奨学金返還猶予【県】	その他	家計が困窮している家庭の学生	・経済的な事情により生活に困窮している場合、申請より最大1年間、奨学金の返還を猶予。	(公立) 岐阜県教育委員会 (私立) 岐阜県環境生活部		
		19	国立大学等の授業料減免【国】	その他	家計が急変した家庭の学生	・国立大学、国立高等学校等が行う授業料減免を運営費交付金で支援。 ・授業料減免等を実施した私立大学等に対しても、国が所要額の1/2を補助。	文部科学省		

支援策				対象	概要	問い合わせ先				(受付時間)	(電話番号)
個人向け	生活支援	子どもがいる方のために	20	授業料の納付相談（岐阜市立女子短期大学）	相談	家計が急変した家庭の岐阜市立女子短期大学の学生	家計が急変した家庭の学生の授業料納付に係る相談	岐阜市役所	岐阜市立女子短期大学事務局総務管理課	8:45～17:30（平日）	058-296-3131
			21	授業料の納付相談（岐阜薬科大学）	相談	家計が急変した家庭の岐阜薬科大学の学生	家計が急変した家庭の学生の授業料納付に係る相談	岐阜市役所	岐阜薬科大学教務厚生課	8:45～17:30（平日）	058-237-3931
			22	「学びの継続」のための学生支援緊急給付金【国】	給付	アルバイト収入の大幅な減少等により、大学での修学の継続が困難になっている岐阜薬科大学の学生	住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の世帯の学生は10万円を給付	岐阜市役所	岐阜薬科大学教務厚生課	8:45～17:30（平日）	058-230-8100
			23	「学びの継続」のための学生支援緊急給付金【国】	給付	アルバイト収入の大幅な減少等により、大学での修学の継続が困難になっている岐阜市立女子短期大学の学生	住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の世帯の学生は10万円を給付	岐阜市役所	岐阜市立女子短期大学事務局総務管理課	8:45～17:30（平日）	058-296-3131
			24	岐阜薬科大学緊急学修支援金	給付	岐阜薬科大学に在籍する学部生及び大学院生（休学者は除く）	オンライン講義の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜市役所	岐阜薬科大学庶務会計課	8:45～17:30（平日）	058-230-8100
			25	岐阜市立女子短期大学緊急学修支援金	給付	岐阜市立女子短期大学に在籍する学部生（休学者は除く）	オンライン講義の参加、参考図書の購入等による学修成果を高めるための緊急の学修支援として1万円を給付	岐阜市役所	岐阜市立女子短期大学事務局総務管理課	8:45～17:30（平日）	058-296-3131
			26	家庭学習についての相談	相談	児童・生徒の保護者	家庭学習の内容や方法、活用できるWebサイト、授業動画について等	岐阜市役所	岐阜市教育研究所	8:45～17:30（平日）	058-241-2114
			27	就学援助についての相談	相談	児童・生徒の保護者	著しく収入が減少するなど、経済的な理由により就学が困難な場合について	岐阜市役所	岐阜市教育委員会学校指導課	8:45～17:30（平日）	058-214-2193
			28	学校給食休止への対応についての相談	相談	児童・生徒の保護者	学校給食食材等について等	岐阜市役所	岐阜市教育委員会学校保健課	9:00～17:00（平日）	058-214-2363
			29	放課後児童クラブの入会、開設等についての相談	相談	児童・生徒の保護者	放課後児童クラブの入会、開設等についてのご相談	岐阜市役所	岐阜市教育委員会社会・青少年教育課 放課後児童クラブ係	8:45～17:30（平日）	058-214-2368
			30	放課後等デイサービスの利用についての相談	相談	児童・生徒の保護者	放課後等デイサービスの利用についてのご相談	岐阜市役所	岐阜市役所障がい福祉課 支援係	8:45～17:30（平日）	058-214-2137
			31	図書カード（5,000円）の配布	相談	保育所等に在籍する3歳以上児	保育所等に在籍する3歳以上児に、図書カード（5,000円）を配布する。	岐阜市役所	岐阜市役所子ども保育課 管理係・認可指導係	8:45～17:30（平日）	058-214-7825(管理) 058-214-7826(認可)
		新型コロナに感染したら	32	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担【国】	助成	感染症にかかった方	・感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担とする(国3/4、県1/4)。	厚生労働省			
			33	国民健康保険傷病手当金の支給	助成	感染又は感染が疑われる方	国民健康保険の被保険者のうち、感染又は感染が疑われる被用者に傷病手当金を支給する。	岐阜市役所	岐阜市役所 国保・年金課 給付係	8:30～17:30（平日）	058-214-2083

支援策				対象	概要	問い合わせ先	(受付時間)	(電話番号)
個人向け	生活支援	納税等の特例	34	納税猶予の特例【国】	その他	2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。基本的にすべての税が対象。	国税庁
			35	納税猶予の特例【県】	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・自動車税や不動産取得税について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。	岐阜県 各県税事務所
			36	自動車税（環境性能割）の軽減措置の延長【県】	その他	自動車を取得される方	・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6か月延長、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	岐阜県 自動車税事務所
			37	自動車税（種別割）の減免申請期限の延長	その他	自動車を所有している方	自動車税種別割の減免申請期限を令和2年6月30日まで延長する。	岐阜県 自動車税事務所
			38	軽自動車税（種別割）の減免申請期限の延長	その他	軽自動車を所有している方	軽自動車税種別割の減免申請期限を令和2年6月30日まで延長する。	岐阜市役所 岐阜市役所税制課 諸税係 8:45～17:30（平日） 058-265-3908
			39	軽自動車税（環境性能割）の軽減措置の延長	その他	軽自動車を取得される方	・軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6か月延長、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	岐阜市役所 岐阜市役所税制課 諸税係 8:45～17:30（平日） 058-265-3908
			40	占用料等納入猶予【県】	その他	納入が困難な方	・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除	岐阜県 各土木事務所
			41	使用料納入猶予【県】	その他	納入が困難な方	・都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予。	岐阜県 各土木事務所
			42	市税の徴収猶予の特例	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。市民税や固定資産税などすべての市税が対象。	岐阜市役所 岐阜市役所納税課 徴収1～4係 8:45～17:30（平日） 058-214-2096 058-214-2097 058-214-2452 058-214-2453
			43	市税の納付に関する相談	相談	納付が困難な方	市税の納付が困難になった方からの相談	岐阜市役所 岐阜市役所納税課 徴収1～4係 8:45～17:30（平日） 058-214-2096 058-214-2097 058-214-2452 058-214-2453
			44	国民健康保険料等の減免【国】	その他	感染症の影響により一定程度収入が下がった方	・国民健康保険の保険料の減免を行う。(減免の基準は今後通知) ・国民年金の保険料の免除を行う。	岐阜市役所 岐阜市役所 国保・年金課 保険料係 年金係 8:30～17:30（平日） 058-214-4315 (保険料係) 058-214-2086(年金係)
			45	国民健康保険に関する相談（収納関係）	相談		保険料の納付が困難になった方からの相談 被保険者資格証明書による受診の相談	岐阜市役所 岐阜市役所国保・年金課 収納係 8:30～17:30（平日） 058-214-2085
			46	国民健康保険に関する相談（給付関係）	相談		入院などで医療機関へ支払う一部負担金の支払いが困難になった方からの相談	岐阜市役所 岐阜市役所国保・年金課 給付係 8:30～17:30（平日） 058-214-2083
			47	国民健康保険に関する相談（保険料関係）	相談		保険料の減免についての相談	岐阜市役所 岐阜市役所国保・年金課 保険料係 8:30～17:30（平日） 058-214-4315

支援策				対象	概要	問い合わせ先	(受付時間)	(電話番号)
個人向け	生活支援	納税等の特例	48	国民年金の納付に関する相談	相談			
			49	介護保険料の減免	その他	主たる生計維持者が罹患又は感染症の影響により事業収入等が3割以上減少した方		
			50	介護保険料の納付に関する相談	相談			
			51	後期高齢者医療保険料の減免	その他	主たる生計維持者が罹患又は感染症の影響により事業収入等が3割以上減少した方		
			52	後期高齢者医療保険料に関する相談	相談			
			53	市営住宅使用料の納付に関する相談	相談	市営住宅の入居者		
			54	水道・下水料金の納付に関する相談	相談			
			55	下水道事業受益者負担金に関する相談	相談			
			56	衛生手数料の納付に関する相談	相談			
			57	自転車駐車場の利用に関する相談	相談			
		悪質商法に関して相談したい	58	新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に関する相談	相談			

支援策					対象	概要	問い合わせ先			(受付時間)	(電話番号)
事業 者 向 け	総 合 案 内 窓 口	総合案内窓口	59	新型コロナウイルスに関して、どこへ相談して よいかわからない方への案内	相談	新型コロナウイルスに関して、どこへ 相談してよいかわからない方	新型コロナウイルスに関して、どこへ相談してよいかわから ない方の相談について担当部署をご案内	岐阜市役所	新型コロナ市民総合案内窓口（岐 阜市役所市民相談室）	8:45～17:30（平日）	058-214-6028
			60	岐阜市新型コロナウイルス感染症対策支援事業	給付	市内で小売・サービス業（飲食・生活 関連・娯楽等）を営む事業所	新型コロナウイルス感染症防止対策を実施した小売業・サービ ス業の事業者一律5万円を支援	岐阜市役所	岐阜市役所産業振興・企業誘致課	8:45～17:30（平日）	058-214-2360
	感 染 拡 大 防 止	感染拡大を防ぐ ために	61	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 【県】	給付		・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依 頼に応じて、施設の使用停止や営業時間短縮（食事提供施設に 限る）に全面的に協力する事業者に対し支給。 ＜支給額＞1事業者あたり50万円	岐阜県商工労働部			
			62	従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所 等への支援【県】	給付	従業員が感染して一時的に閉鎖した事 業所等	・感染拡大を防ぐため消毒に要する経費を給付。 ＜支給額＞閉鎖期間1日～13日：1件あたり一律25万円 閉鎖期間14日以上：1件あたり一律50万円	岐阜県商工労働部			
			63	働き方改革推進支援助成金（テレワークコー ス）【国・県】	国：補 助 県：給 付	中小企業事業主	【国】・感染症対策のため、テレワークの新規導入に取り組む 中小企業事業主に対する助成。 ＜支給額＞対象経費の合計額×1/2(上限額100万円) 【県】国の働き方改革推進支援助成金を活用し、テレワークを 新規で導入する中小企業者に対し、県独自の上乗せ支援を実施 (助成率：国助成額と同額)	【国】 厚生労働省 【県】 岐阜県商工労働部			
			64	障害福祉サービス事業所等が実施する衛生用品 等の購入に関する補助金	補助	指定障害福祉サービス事業所、指定障 害者支援施設、指定障害児通所支援事 業所、相談支援事業所	障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の拡大 防止を図るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に 必要な経費を補助。	岐阜市役所	岐阜市役所障がい福祉課 指導係	8:45～17:30（平日）	058-214-2136
			65	高齢者福祉施設等が実施する衛生用品等の購入 に関する補助金	補助	介護保険施設、指定居宅サービス事業 所、指定地域密着型サービス事業所、 指定居宅介護支援事業所、有料老人 ホーム、軽費老人ホーム等	高齢者福祉施設等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図 るために実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経 費を補助（1か所あたり上限額10万円）	岐阜市役所	岐阜市役所介護保険課 支援係	8:45～17:30（平日）	058-214-2093
			66	保育所等が実施する衛生用品等の購入に関する 補助金	補助	保育園、認定こども園、小規模保育事 業、事業所内保育事業、認可外保育 所、病児・病後児保育施設、母子生活 支援施設	保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために 実施するマスク、消毒液等衛生用品の購入に必要な経費を補助 （1か所あたり上限額50万円）	岐阜市役所	岐阜市役所子ども保育課 認可指 導係 岐阜市役所子ども支援課 支援係	8:45～17:30（平日）	058-214-7826 058-214-2396
			67	保育所等が実施する感染症予防対策に係る整備 等に関する補助金	補助	保育園、認定こども園、小規模保育事 業、事業所内保育事業	保育所等が感染予防対策のために実施する以下の整備等に必要 な経費の3/4を補助（施設の定員により上限額あり） ・園内手洗い場蛇口の自動水栓化 ・お昼寝用ベッド	岐阜市役所	岐阜市役所子ども保育課 認可指 導係	8:45～17:30（平日）	058-214-7826

支援策				対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)			
事業者向け	従業員を休業させたい	68	雇用調整助成金【国】	補助	労働者を一時休業、教育訓練又は出向を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者	【国】・休業手当、賃金等の一部を助成。 ・緊急対応期間(4/1～6/30)は助成率を中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4に引上げ。 ・雇用保険被保険者でない非正規雇用者も対象とする等の拡充。	【国】 厚生労働省		
		69	岐阜市雇用調整支援金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）	補助	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者中小企業事業主	・休業手当の一部を助成	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 労働雇用係	8:45～17:30（平日） 058-214-2358
		70	岐阜市雇用調整助成金申請等手数料補助金	補助	労働者の一時休業を行うことで、労働者の雇用の維持を図った事業者中小企業事業主	・雇用調整助成金等の申請の手続きに係る書類の作成その他の業務を社会保険労務士に委託した場合の手数料の一部を助成	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 労働雇用係	8:45～17:30（平日） 058-214-2358
		71	雇用関係の助成金についての相談	相談	中小企業事業主	雇用関係の助成金（岐阜市雇用調整支援金（雇用調整助成金等の上乗せ助成）、岐阜市雇用調整助成金申請等手数料補助金）について	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 労働雇用係	8:45～17:30（平日） 058-214-2358
	子どもがいる従業員のために	72	小学校休業等対応助成金【国】	補助	有給休暇を取得させた企業	・小学校・保育所等の臨時休業に伴い、小学校等に通う子の保護者である労働者に対し、労基法の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対し助成。 <支給額>対象労働者の日額換算賃金額×有給日数	厚生労働省	厚生労働省労政・経営支援課 労働雇用係	
		73	働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）【国】	補助	特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主	・感染症に関連した病気休暇や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の整備等に取り組む中小企業主に対する助成。 <支給額>対象経費の合計額×3/4(上限額50万円)	厚生労働省	厚生労働省労政・経営支援課 労働雇用係	
	新たに従業員を雇いたい	74	離職者雇用企業給付金【県】	給付	中小企業事業主	《調整中》 ・就労の機会を失った求職者を正社員として雇用した事業者に対して助成（1人あたり60万円）。	岐阜県商工労働部	岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係	
		75	外国人材受入れ支援事業費補助金【県】	補助	監理団体等	・園芸産地等について、技能実習生等の受け入れを行う監理団体と海外を結ぶWEB面接に必要な機器導入経費等を支援。 ・補助対象：WEB面接実施に必要な機器導入等経費、補助率：1/2以内	岐阜県農政部	岐阜県農政部労政・経営支援課 労働雇用係	
		76	農業労働力確保緊急支援事業【国】	補助	技能実習生等を確保できない生産者	・感染症の影響による入国制限等により、外国人技能実習生等が確保できない生産者を支援。 ・補助対象：人材確保に伴う賃金や交通費など掛かり増し経費 ・補助率：定額 ※上限あり	農林水産省	農林水産省労政・経営支援課 労働雇用係	
		77	労働力不足の解消に向けたスマート農業実証【国】	補助	人手不足の生産者	・人手不足が深刻化する品目・地域を対象に、スマート農業技術の現場への導入・実証（農業高校等との連携など別途取組み必要） ・補助対象：省力化スマート農業技術の導入経費 ・補助率：定額 ※上限あり	農林水産省	農林水産省労政・経営支援課 労働雇用係	

支援策					対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)			
事業者向け	事業継続	資金繰りのため融資等を受けたい	78	新型コロナウイルス感染症対応資金【県】	貸付	売上等が減少している中小・小規模事業者	・市町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる県の制度融資を創設。 <融資条件> 融資限度額：3千万円（無担保） 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.4%※ ※一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子	岐阜県商工労働部	岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係	
			79	セーフティネット保証【信用保証協会】	貸付	売上が一定程度減少した事業者	<保証4号> ・直近の売上が前年より20%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証。 <保証5号> ・感染症の影響が生じている対象業種で、直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠とは別枠で、2.8億円まで借入債務を80%保証。	信用保証協会	信用保証協会労政・経営支援課 労働雇用係	
			80	危機関連保証【信用保証協会】	貸付	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等に対して、通常の保証枠及びセーフティネット保証の保証枠とは更に別枠で、2.8億円まで借入債務を100%保証。	信用保証協会	信用保証協会労政・経営支援課 労働雇用係	
			81	経済対策受付・経営相談窓口のワンストップ化	その他	中小・小規模事業者	事業者支援にかかる利便性向上のため、岐阜商工会議所・十六銀行と連携を図り、令和2年5月1日、岐阜商工会議所に相談窓口を設置	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課	9:00~17:00（平日） 058-214-2358
			82	市の融資制度についての相談	相談	中小・小規模事業者	セーフティネット保証制度の認定、危機関連保証の認定	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 経営支援係	8:45~17:30（平日） 058-214-2358
			83	経営環境変動対策資金 <セーフティネット支援枠>	貸付	中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 <融資条件> 融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合 信用保証料負担：市が全額負担	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 経営支援係	8:45~17:30（平日） 058-214-2358
			84	ぎふし危機関連資金	貸付	中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 <融資条件> 融資限度額：運転・設備2.8億円 償還期間：運転10年以内、設備10年以内 融資利率：年1.1% 信用保証料負担：市が全額負担	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 経営支援係	8:45~17:30（平日） 058-214-2358
			85	ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金	貸付	売上等が減少している中小・小規模事業者	・市区町村長からセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた事業者等に対し、実質無利子無担保で融資を受けることができる市の制度融資を創設。 <融資条件> 融資限度額：3千万円（無担保） 償還期間：10年以内（据置5年以内） 融資利率：年1.3%（※年1.1%） ※責任共有制度対象外の場合	岐阜市役所	岐阜市役所労政・経営支援課 経営支援係	8:45~17:30（平日） 058-214-2358
			86	新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】	貸付	売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した小規模事業者等に対し、通常の融資枠とは別枠で無担保・無保証人による貸付を実施。 ・信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施。据置期間は最長5年。 ※一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫労政・経営支援課 労働雇用係	

支援策				対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)	
事業者向け	事業継続	資金繰りのため融資等を受けたい	87	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）【日本政策金融公庫】	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した小規模事業者に対し、通常の融資枠とは別枠で貸付(融資後3年間まで金利0.9%引下げ)。 ※一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子	各商工会議所・商工会 各商工会議所・商工会労政・経営支援課 労働雇用係
			88	危機対応融資【商工組合中央金庫】	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対する資金繰り支援として、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引下げを実施（据置期間は最長5年）。 ※一定要件を満たした場合、借入後3年間無利子	商工組合中央金庫 商工組合中央金庫労政・経営支援課 労働雇用係
			89	新型コロナウイルス感染症対策資金【県】	貸付 中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞ 融資限度額：運転・設備8千万円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：年0.5%	岐阜県商工労働部 岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係
			90	危機関連対応資金【県】	貸付 中小・小規模事業者	・売上げ等が減少している中小企業者の資金繰りを支援。 ＜融資条件＞ 融資限度額：運転・設備1億円 償還期間：運転7年以内、設備10年以内 融資利率：年1.0%、信用保証料負担：年0.6%	岐阜県商工労働部 岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係
			91	第三者事業承継支援補助金【県】	補助 事業継承する第三者	《調整中》 ・感染症の影響により廃業等経営の危機に直面する事業所に対して、創業を希望する第三者とのマッチングにより事業承継を支援する補助制度を創設。	岐阜県商工労働部 岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係
			92	経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）【日本政策金融公庫】	貸付 経営状態が悪化した事業者	・「売上が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて対象とした融資制度。	日本政策金融公庫 日本政策金融公庫労政・経営支援課 労働雇用係
			93	衛生環境激変特別貸付（特別貸付）【日本政策金融公庫】	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より10%以上減少した生活衛生関係営業業者等に対し、 (1)旅館業者:融資限度額 3,000万円、償還期間 7年以内、融資利率 年1.91% (2)旅館業以外:融資限度額 1,000万円、償還期間 7年以内、融資利率 年1.91%	日本政策金融公庫 日本政策金融公庫労政・経営支援課 労働雇用係
			94	農林漁業セーフティネット資金【日本政策金融公庫】	貸付 農林漁業者	・資金繰りに著しい支障を来している農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を貸付。 ・利率：貸付当初5年間実質無利子、実質無担保、貸付限度額 1,200万円 等	日本政策金融公庫 日本政策金融公庫労政・経営支援課 労働雇用係
			95	林業・木材災害復旧対策保証【（独）農林漁業信用基金】	貸付 林業・木材産業運営者	・経営の維持安定が困難な林業、木材産業運営者に対する貸付。 ・債務保証の当初5年間の保証料免除、補償限度額 8,000万円	(独) 農林漁業信用基金 (独) 農林漁業信用基金労政・経営支援課 労働雇用係
			96	社会福祉施設等に対する融資【（独）福祉医療機構】	貸付 社会福祉施設等の運営事業者	・事業を継続することが困難な社会福祉施設等の運営事業者に対し、通常よりも有利な条件で貸付。 ・貸付利率：当初5年間 3,000万円まで無利子、3,000万円超の部分は0.2%、6年目以降0.2%	(独) 福祉医療機構 (独) 福祉医療機構労政・経営支援課 労働雇用係
			97	危機対応融資【日本政策投資銀行・商工組合中央金庫】	貸付 売上が一定程度減少した事業者	・直近の売上が前年より5%以上減少した事業者等に対して、資金繰り支援を実施。 ・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内（据置期間：5年以内）	商工組合中央金庫 商工組合中央金庫労政・経営支援課 労働雇用係

支援策				対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)			
事業 者 向 け	事業 継 続	経営を建て直したい	98	持続化給付金【国】	給付	中小・小規模事業者等	・売上が前年同月比で50%以上減少している者。 ・前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12か月)の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。	経済産業省	経済産業省労政・経営支援課 労働雇用係
			99	新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金【県】	補助	小規模事業者	・感染症の影響を受けた県内に主たる事務所を有する小規模事業者に対し、業態転換など、事業の継続に向けた取組みを支援する補助制度を創設。 ・補助率2/3、補助上限150万円	岐阜県商工労働部	岐阜県商工労働部労政・経営支援課 労働雇用係
			100	肉用子牛流通円滑化緊急対策【国】	補助	畜産農家（肉用子牛生産）	・感染症の影響により、肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、計画出荷に係る掛かり増し経費を支援。 ・補助対象：計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）、補助率：定額	農林水産省	生産局食肉鶏卵課 03-3502-5989
			101	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業【国】	補助	畜産農家（肥育牛生産）	・感染症の影響による国内外の需要減少により経営悪化が懸念されるため、経営体質の強化に向けた取組みを支援。 ・補助対象：経営体質強化に資する取組みに係る経費 ・補助率：定額（1頭あたり2～5万円※条件等に応じて単価が異なる）	農林水産省	生産局畜産企画課 03-3502-0874
			102	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経済対策支援事業【国】	補助	畜産農家	・発生農場の事業継続のための代替職員の派遣を支援 ・発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援 ・発生農場の清浄化や感染防止のための消毒に係る経費を支援	農林水産省	生産局畜産企画課 03-3502-0874
			103	生産性革命推進事業の拡充【国】	補助	中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等（資本金10億円以上の大企業を除く）	・感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、「生産性革命推進事業」における各補助事業の補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設置。 ・ものづくり補助金：補助率1/2→2/3、持続化補助金：補助上限50万円→100万円、IT導入補助金：補助率1/2→2/3	経済産業省	経済産業省労政・経営支援課 労働雇用係
			104	JAPANブランド育成支援等事業【国】	補助	中小・小規模事業者等	(1)事業者支援型 ・中小企業・小規模事業者が市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、新市場への販路開拓を目指す取組みの費用を補助。 ・補助上限額：500万円（1事業者あたり）、補助率：2/3以内 (2)支援事業型 ・民間支援事業者や地域の支援機関等が、地域産品を活用した新商品の開発・商品のブランド化等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、市場調査や商品のプロモーション活動等の支援を行う際の費用を補助。 ・補助率：2/3以内、補助上限額：2,000万円	中小企業庁	中小企業庁労政・経営支援課 労働雇用係
			105	高収益作物次期作付支援交付金【国】	補助	生産者（野菜、花きなど）	・外食需要等に伴う価格下落等の影響を受けた野菜、花きなどの生産者の次期作に向けた前向きな取組みを支援。 ・補助対象：作型転換に必要な種苗購入費など 補助率：定額（10aあたり5万円）	農林水産省	農林水産省労政・経営支援課 労働雇用係
	納税等の特例		106	固定資産税等の軽減	その他	事業収入が一定程度減少した中小事業者等	・2020年2月～10月の任意の3か月間の収入の対前年同期比減少率が30%以上の事業者が対象。 ・事業者の保有する設備や建物等の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2とする。	岐阜市役所	岐阜市役所資産税課管理係 8:45～17:30（平日） 058-214-2056
			107	納税猶予の特例【国】	その他	2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な事業者	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。基本的にすべての税が対象。	国税庁	国税庁労政・経営支援課 労働雇用係

支援策					対象	概要	問い合わせ先 (受付時間) (電話番号)			
事業者向け	事業継続	納税等の特例	108	テナント賃料を免除した場合の損失の税務上の損金算入【国】	その他	不動産を賃貸する所有者等	・賃料の支払いが困難となった取引先に対し、取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免した場合、その免除による損害の額は、寄附金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能。	国税庁	国税庁労政・経営支援課 労働雇用係	
			109	納税猶予の特例【県】※再掲	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・自動車税や不動産取得税について無担保かつ延滞金なしで納税を1年間猶予。	岐阜県 各県税事務所	岐阜県 各県税事務所労政・経営支援課 労働雇用係	
			110	自動車税の軽減措置の延長【県】※再掲	その他	自動車を取得される方	・自動車税環境性能割の税率を1%軽減する措置を6か月延長、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	岐阜県 自動車税事務所	岐阜県 自動車税事務所労政・経営支援課 労働雇用係	
			111	占用料等納入猶予【県】※再掲	その他	納入が困難な方	・道路、河川、砂防の占用料等について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予し、猶予期間中の延滞金は免除	岐阜県 各土木事務所	岐阜県 各土木事務所労政・経営支援課 労働雇用係	
			112	使用料納入猶予【県】※再掲	その他	納入が困難な方	・都市公園における公園施設の設置若しくは管理許可又は占用許可に基づく使用料について、納入が困難な方に対し、最長で1年間納入を猶予。	岐阜県 各土木事務所	岐阜県 各土木事務所労政・経営支援課 労働雇用係	
			113	県営工業用水道料金の徴収猶予【県】	その他	12事業所	・資金繰りを支援するため、受水企業からの申請により料金の徴収を最大3か月猶予。	岐阜県都市建築部	岐阜県都市建築部労政・経営支援課 労働雇用係	
			114	市税の徴収猶予の特例 ※再掲	その他	2月以降、収入が減少(前年同月比▲20%以上)し納付が困難な方	・無担保かつ延滞金なしで納税を猶予。市民税や固定資産税などすべての市税が対象。	岐阜市役所	岐阜市役所納税課 徴収1～4係	8:45～17:30 (平日) 058-214-2096 058-214-2097 058-214-2452 058-214-2453

